



鳥取県公報

平成12年 3月31日(金)
号外第38号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 教委規則	鳥取県教育委員会事務局組織規程等の一部を改正する規則（総務課）…………… 1
	鳥取県立盲学校、聾学校及び養護学校学則等の一部を改正する規則（ク）…………… 2
	教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則（ク）…………… 8
	現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（小中学校課）…………… 8
	教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則（ク）……………10
	鳥取県立図書館管理規則の一部を改正する規則（生涯学習課）……………15
	鳥取県営武道館の管理に関する規則等の一部を改正する規則（体育保健課）……………15
	学校教育法施行細則を廃止する規則（小中学校課）……………18

教育委員会規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年 3月31日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

鳥取県教育委員会規則第7号

鳥取県教育委員会事務局組織規程等の一部を改正する規則

（鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部改正）

第1条 鳥取県教育委員会事務局組織規程（昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表小中学校課の項中「障害児教育係」を「障害児教育室」に改め、同表文化課の項中「文化財係」の次に「、妻木晩田遺跡整備室」を加える。

第3条小中学校課の項第10号を削り、同項第11号中「市町村教育委員会」の次に「(市町村の組合に置かれる教育委員会を含む。以下同じ。)」を加え、同項中同号を第10号とし、第12号を第11号とし、第13号を第12号とする。

第6条第2項中「又は主幹」を「、主幹又は副主幹」に改める。

第7条第6号中「(課長補佐に相当する職にあるものに限る。)」を削り、同条第7号中「主幹（前号に掲げる主幹を除く。）」を「副主幹」に改める。

第14条第2項中「又は主幹」を「、主幹又は副主幹」に改め、同条第6項中「主幹」の次に「及び副主幹」を加える。

（教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部改正）

第2条 教育委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則（昭和44年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表1の項中「係長」の次に「・副主幹」を加える。

（鳥取県教育研修センターの管理運営に関する規則の一部改正）

第3条 鳥取県教育研修センターの管理運営に関する規則（昭和48年鳥取県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「特殊教育」を「障害児教育」に、「心身障害」を「身体障害及び知的障害」に改める。

第3条第1項中「教育相談課、情報教育課、初等教育課及び中等教育課」を「初等中等教育課、教育相談課及び情報教育課」に改め、同条第3項中庶務課の項の次に次のように加える。

初等中等教育課

- (1) 小学校の教育（障害児教育及び情報教育を除く。第2号から第4号までにおいて同じ。）についての研修及び研究調査に関すること。
- (2) 中学校の教育についての研修及び研究調査に関すること。
- (3) 高等学校の教育についての研修及び研究調査に関すること。
- (4) 小学校、中学校及び高等学校の教育に関する資料の整備及び提供に関すること。
- (5) 教育（情報教育を除く。）に関する資料の保管に関すること。

第3条第3項教育相談課の項第3号中「特殊教育」を「障害児教育」に改め、同項第4号中「特殊教育」を「障害児教育」に、「心身障害」を「身体障害及び知的障害」に改め、同項第5号中「特殊教育」を「障害児教育」に改め、同条第3項中初等教育課の項及び中等教育課の項を削る。

別表1の項中「課長補佐」の次に「、主幹」を、「係長」の次に「、副主幹」を加える。

（鳥取県立博物館の管理運営に関する規則の一部改正）

第4条 鳥取県立博物館の管理運営に関する規則（昭和47年鳥取県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

別表1の項中「係長」の次に「・副主幹」を加える。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

鳥取県立盲学校、聾学校及び養護学校学則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

鳥取県教育委員会規則第8号

鳥取県立盲学校、聾学校及び養護学校学則等の一部を改正する規則

（鳥取県立盲学校、聾学校及び養護学校学則の一部改正）

第1条 鳥取県立盲学校、聾学校及び養護学校学則（昭和52年鳥取県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

様式第3号の備考を次のように改める。

備考 1 学歴は、小学校から記入すること。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第3号の2に備考として次のように加える。

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第3号の4の備考を次のように改める。

- 備考 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
2 校長が必要と認める書類を添付すること。

様式第4号の備考を次のように改める。

- 備考 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
2 医師の診断書その他休学の理由を証明するに足る書類を添付すること。

様式第5号に備考として次のように加える。

- 備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第6号の備考を次のように改める。

- 備考 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
2 復学の理由を証明するに足る書類を添付すること。

様式第7号に備考として次のように加える。

- 備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第8号中「守らせることはもちろん、本人に関するすべての責任を負う」を「守らせ、保護者及び保証人としての責任を果たす」に改め、同様式の備考に次のように加える。

- 3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第9号中「前の保護者（保証人）と同様、本人に関するすべての責任を負う」を「保護者（保証人）としての責任を果たす」に改め、同様式に備考として次のように加える。

- 備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第10号に備考として次のように加える。

- 備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部改正)

第2条 鳥取県育英奨学資金貸与規則（昭和35年鳥取県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中「㊦」及び「連帯保証人 氏名
住所」を削る。

別記様式第12号中「㊦」を削る。

別記様式第13号中「新連帯保証人 氏名」を「新連帯保証人 氏名 ㊦」に、「本人氏名
住所」を「本人氏名」に改め、「住 所
連帯保証人氏名 ㊦」を削る。

別記様式第14号中「㊦」を削る。

(鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則の一部改正)

第3条 鳥取県高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規則（昭和50年鳥取県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

様式第6号中「□□□-□□」及び「㊦」を削る。

様式第7号中「□□□-□□」を削り、「氏名 ㊦」を「氏名」に改める。

様式第8号中「□□□-□□」及び「㊦」を削る。

(鳥取県立高等学校学則の一部改正)

第4条 鳥取県立高等学校学則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

様式第1号の2に備考として次のように加える。

- 備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第2号の2に備考として次のように加える。

- 備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第3号に備考として次のように加える。

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第4号中「守らせることはもちろん、本人に関するすべての責任を負う」を「守らせ、保護者及び保証人としての責任を果たす」に改め、同様式の備考に次のように加える。

3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第5号中「前の保護者（保証人）と同様、本人に関するすべての責任を負う」を「保護者（保証人）としての責任を果たす」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第5号の2の備考を次のように改める。

備考 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 校長が必要と認める書類を添付すること。

様式第6号の備考を次のように改める。

備考 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 医師の診断書その他休学の理由を証明するに足る書類を添付すること。

様式第7号に備考として次のように加える。

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第8号の備考を次のように改める。

備考 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 復学の理由を証明するに足る書類を添付すること。

様式第9号に備考として次のように加える。

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第10号に備考として次のように加える。

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第11号に備考として次のように加える。

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第13号の備考を次のように改める。

備考 1 履修願者が未成年者である場合には、保護者が連署すること。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(鳥取県立高等学校通信教育規則の一部改正)

第5条 鳥取県立高等学校通信教育規則（昭和52年鳥取県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

様式第3号の備考を次のように改める。

備考 1 「理由」欄は、編入学、転入学又は再入学の場合のみ記載すること。

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第3号の2に備考として次のように加える。

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第5号中「守らせることはもちろん、本人に関するすべての責任を負う」を「守らせ、保護者及び保証人としての責任を果たす」に改め、同様式の備考に次のように加える。

3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第6号中「前の保護者（保証人）と同様、本人に関するすべての責任を負う」を「保護者（保証人）としての責任を果たす」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第6号の2の備考を次のように改める。

備考 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 校長が必要と認める書類を添付すること。

様式第7号の備考を次のように改める。

- 備考 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
 2 医師の診断書その他休学の理由を証明するに足る書類を添付すること。

様式第8号に備考として次のように加える。

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第9号の備考を次のように改める。

備考 1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

- 2 復学の理由を証明するに足る書類を添付すること。

様式第10号に備考として次のように加える。

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第11号中 「課程 学科 科
第 学年 組」 を削り、同様式に備考として次のように加える。

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第13号の備考を次のように改める。

備考 1 履修願者が未成年者である場合には、保護者が連署すること。

- 2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

(社会教育主事の資格認定に関する規則の一部改正)

第6条 社会教育主事の資格認定に関する規則(昭和36年鳥取県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「(昭和36年7月鳥取県教育委員会規則第9号)」及び「㊟」を削る。

(鳥取県進学奨励資金貸与規則の一部改正)

第7条 鳥取県進学奨励資金貸与規則(昭和57年鳥取県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第7条、第20条関係)

鳥取県進学奨励資金貸与申請書			
フリガナ		住	郵便番号
申請者氏名	年 月 日生	所	電話番号
在 学 学 校	国公立	高等学校	課程 学科 科 第 年次
		大学	学部 学科
	私立	年 月入学	修業年限 年
	所在地		
授業料	年額	千円	
他の奨学資金の貸与の有無	日本育英会の育英資金の貸与		有 ・ 無
	母子及び寡婦福祉修学資金の貸与		有 ・ 無
	鳥取県育英奨学資金の貸与		有 ・ 無
申請する奨学資金の種類	1 高等学校等奨学金 2 大学奨学金 3 高等学校等通学用品等助成金 4 大学通学用品等助成金		
上記のとおり相違ありませんので、鳥取県進学奨励資金貸与規則の規定により、進学奨励資金の貸与を申請します。			
年 月 日			

申請者 氏 名 ㊟
 連帯保証人 郵便番号
 住 所
 電話番号
 氏 名 ㊟
 年 月 日生
 申請者との続柄 ()

鳥取県教育委員会様

様式第2号中 「郵便番号 □□□-□□ (電話 局 番)」 を 「郵便番号 □□□-□□ (電話 局 番)」 に、

氏 名

を

氏 名	年齢

に、 備 考 を 備 考
〔在学者の場合
合は学校名〕 に、

市町村教育委員会教育長の所見

年 月 日

教育長
氏 名

注 「所得額」及び「生活保護の受給の有無」の欄は、
が記入すること。ただし、当該欄の記入については、
発行の所得証明書で替えることができる。

㊟

市町村長
市町村長

を

注1 「所得額」及び「生活保護の受給の有無」の欄は、市町村長が記入すること。ただし、当該欄の記入については、市町村長発行の所得証明書で代えることができる。

2 身体障害者手帳等の交付者等のある場合は、備考欄に記入すること。

に改める。

「郵便番号 □□□-□□ (電話 局 番)」 を 「郵便番号 □□□-□□ (電話 局 番)」 に改める。

「郵便番号 □□□-□□ (電話 局 番)」 を 「郵便番号 □□□-□□ (電話 局 番)」 に改める。

様式第5号及び様式第6号中

決 定 番 号	第 号
出 身 学校名 在 学	

を 「 決 定 番 号

第 号

「郵便番号 □□□-□□

「郵便番号

に、住 所

を 住 所 に改

(電話 局 番) 「 電話番号」

める。

様式第7号中

決 定 番 号	第 号
出 身 学校名 在 学	

を 「 決 定 番 号 第

号

に改める。

様式第8号中

決 定 番 号	第 号
出 身 学校名 在 学	

を 「 決 定 番 号 第

号

に、

「郵便番号 □□□-□□

「郵便番号

住 所

住 所

(電話 局 番)

を 電話番号

に改める。

氏 名

㊤

氏 名

様式第9号中

決 定 番 号	第 号
出 身 学校名 在 学	

を 「 決 定 番 号 第

号

に、

「郵便番号 □□□-□□

「郵便番号

「郵便番号 □□□-

住 所

(電話 局 番) を

電話番号」

に、

(電話

氏 名

□□

「郵便番号

住 所

に改める。

局 番) を

電話番号

㊤

氏 名

様式第10号中

決 定 番 号	第 号
出 身 学校名 在 学	

を 「 決 定 番 号 第

「郵便番号 □□□-□□」に、住所 (電話 局 番) を 「郵便番号 □□□-□□」に改める。
 氏 名 氏 名

附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

鳥取県教育委員会規則第9号

教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務の委任等に関する規則（昭和55年鳥取県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第20号を次のように改める。

(20) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の5第3項、第245条の6又は第245条の7第2項の規定による市町村に対する是正の要求、勧告又は指示に関すること。

第2条中第21号を削り、第22号を第21号とし、第23号を第22号とし、第24号を第23号とする。

第4条第1項第5号を削り、同項第6号中「第2条第22号」を「第2条第21号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「第2条第24号」を「第2条第23号」に改め、同号を同項第6号とする。

附 則
 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

鳥取県教育委員会規則第10号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和32年鳥取県教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(特殊勤務手当の種類等)

第5条 特殊勤務手当の種類は、有害物等取扱手当とする。

2 有害物等取扱手当の支給を受ける職員の範囲及び手当の額は、職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和27年鳥取県条例第39号）の規定の適用を受ける者の例による。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条関係)

現業職給料表

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
号 級	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
	円	円	円	円
1	123,300	225,000	270,500	323,700
2	127,000	233,300	279,300	333,900
3	130,900	242,000	288,200	344,100
4	134,800	251,100	297,000	354,100
5	137,500	260,400	305,700	363,800
6	141,900	269,100	314,400	373,300
7	146,500	288,200	320,700	382,600
8	151,800	297,000	330,300	391,600
9	157,700	305,700	339,900	400,300
10	163,800	314,400	349,400	408,000
11	170,200	320,700	359,000	417,600
12	181,400	330,300	368,400	426,600
13	188,900	339,900	377,600	434,700
14	195,000	349,400	386,600	440,700
15	200,500	359,000	394,300	446,600
16	211,300	368,400	400,000	450,500
17	219,500	377,600	405,200	454,400
18	227,600	386,600	413,100	458,300
19	235,600	394,300	418,000	462,000
20	243,200	400,000	422,300	465,800
21	260,400	405,200	426,000	
22	269,100	408,700	429,700	
23	277,800	412,300	433,300	
24	286,300	415,800	437,000	
25	294,700	419,300	440,700	
26	305,700	422,800		
27	314,400	426,300		
28	322,900	429,900		
29	331,200			
30	338,900			
31	346,500			
32	353,800			
33	359,600			
34	364,500			
35	368,500			
36	371,900			
37	374,900			
38	377,800			
39	380,400			
40	383,000			
41	385,600			
42	388,200			
43	390,900			
44	393,700			

別表第1の3中「10,000円」を「10,100円」に、「11,100円」を「11,200円」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額は、その者の施行日の前日における給料月額に対応する附則別表の新給料月額欄に定める給料月額とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、教育委員会が定める。

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附則別表

最高号給を超える給料月額切替表

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額	旧給料月額	新給料月額
円	円	円	円	円	円	円	円
396,300	396,500	433,200	433,500	444,100	444,400	469,300	469,600
399,100	399,300	436,800	437,100	447,800	448,100	473,100	473,400
401,900	402,100	440,400	440,700	451,500	451,800	476,900	477,200
404,700	404,900	444,000	444,300	455,200	455,500	480,700	481,000
407,500	407,700	447,600	447,900	458,900	459,200	484,500	484,800

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年 3月31日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

鳥取県教育委員会規則第11号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の免許状に関する規則（昭和43年鳥取県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び第10条第1項中「学校の校長」の次に「を経由して授与権者」を加え、「を経由して授与権者」を削る。

第11条第1項中「学校の校長」の次に「を経由して授与権者」を加え、「を経由して授与権者」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項第1号」を「前項第1号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

第23条第3項中「前2項に規定する単位の修得方法に係る修得することを必要とする最低単位数」を「免許法別表第3又は別表第5から別表第7までに規定する単位の修得方法」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 (第23条関係)

1 2又は3に規定する者以外の者

受けようとする免許状の種類		在職年数	修得することを必要とする科目及び最低単位数			
			合計単位数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
小学校教諭	1種免許状	6	40	4	19	5
		7	35	3	17	4
		8	30	3	15	4
		9	25	2	13	3
		10	20	2	11	3
		11	15	1	9	2
	2種免許状	7	40	4	26	2
		8	35	3	23	2
		9	30	3	20	2
		10	25	2	17	1
		11	20	2	14	1
		12	15	1	11	1
中学校教諭	1種免許状	6	40	9	15	4
		7	35	8	14	3
		8	30	7	12	3
		9	25	6	10	3
		10	20	5	8	3
		11	15	4	6	2
	2種免許状	7	40	9	19	4
		8	35	8	17	3
		9	30	7	15	3
		10	25	6	13	2
		11	20	5	11	2
		12	15	4	9	1
高等学校教諭	1種免許状	6	40	9	11	7
		7	35	8	10	7
		8	30	7	9	6
		9	25	6	8	5
		10	20	5	7	4
		11	15	4	6	4
幼稚園教諭	1種免許状	6	40	4	19	5
		7	35	3	17	5
		8	30	3	15	4
		9	25	2	13	4
		10	20	2	11	3
		11	15	1	9	3
	2種免許状	7	40	4	27	
		8	35	4	24	
		9	30	3	21	
		10	25	3	18	
		11	20	2	15	
		12	15	2	12	

備考 単位の修得に当たっては、受けようとする免許状の種類に応じて、教科に関する科目、教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目の単位を含めて合計単位数を修得するものとする。

2 免許法施行規則第11条第1項の表備考第3号又は第4号に規定する者

受けようとする免許状の種類		在職年数	修得することを必要とする科目及び最低単位数			
			合格単位数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
小学校教諭	1種免許状	4	20	2	11	4
		5	15	1	9	3
中学校教諭	1種免許状	4	20	5	8	3

		5	15	4	6	2
高等学校教諭	1種免許状	4	20	4	6	7
		5	15	4	5	5
幼稚園教諭	1種免許状	4	20	2	11	5
		5	15	1	9	3

備考 単位の修得に当たっては、受けようとする免許状の種類に応じて、教科に関する科目、教職に関する科目及び教科又は教職に関する科目の単位を含めて合計単位数を修得するものとする。

3 昭和29年改正法附則第8項の規定の適用を受ける者

1の表及び2の表に定める単位の修得方法を参酌して教育長が定める方法

別表第2 (第23条関係)

受けようとする免許状の種類	在職年数	修得することを必要とする科目及び最低単位数				
		合計単位数	養護に関する科目	教職に関する科目	養護又は教職に関する科目	
養護教諭	1種免許状	4	15	7	5	1
		5	10	6	4	
	2種免許状	7	25	12	7	2
		8	20	10	6	1
		9	15	8	4	1
		10	10	6	2	

備考 単位の修得に当たっては、受けようとする免許状の種類に応じて、養護に関する科目、教職に関する科目及び養護又は教職に関する科目の単位を含めて合計単位数を修得するものとする。

別表第3 (第23条関係)

1 教科に関する科目

受けようとする免許状の種類	修得することを必要とする最低単位数	内 容	
小学校教諭	1種免許状及び 2種免許状	1以上 5以下	免許法施行規則第2条第1項に掲げる教科に関する科目(以下「小学校の教科に関する科目」という。)のうち、1以上の科目について、1単位以上
中学校教諭	1種免許状及び 2種免許状	10	免許法施行規則第3条の表第1欄に掲げる免許教科(職業実習に係る免許状にあっては、職業の免許教科とする。)の種類に応じ、同表第2欄に掲げる科目(以下「中学校の各免許教科に関する科目」という。)について、それぞれ1単位以上
		3以上 9以下	中学校の各免許教科に関する科目のうち2以上の科目について、それぞれ1単位以上
高等学校教諭	1種免許状	10以上 50以下	免許法施行規則第4条の表第1欄に掲げる免許教科(看護実習、家庭実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習又は商船実習に係る免許状にあっては、それぞれ看護、家庭、農業、工業、商業、水産又は商船の免許教科とする。)の種類に応じ、同表第2欄に掲げる科目(以下「高等学校の各免許教科に関する科目」という。)について、それぞれ1単位以上
		3以上 9以下	高等学校の各免許教科に関する科目のうち2以上の科目について、それぞれ1単位以上。ただし、高等学校の各免許教科に関する科目の数が2以下の免許教科にあっては、1以上の科目について、1単位以上
幼稚園教諭	1種免許状及び 2種免許状	1以上 5以下	小学校の教科に関する科目の、国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育の教科に関する科目(これらの科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他これらの科目に準ずる内容の科目を含む。)のうち、1以上の科目について、1単位以上

2 養護に関する科目

受けようとする免許状の種類	修得することを必要とする最低単位数	内 容								
		衛生学及び公衆衛生学(予防医学を含む。)	学校保健	養護概説	健康相談活動の理論及び方法	栄養学(食品学を含む。)	解剖学及び生理学	「微生物学、免疫学、薬理概論」	精神保健	養護学(臨床実習及び救急処置を含む。)
養 護	一種免許状	8	1 単位以上	1 単位以上	2つの科目について、それぞれ1 単位以上				2 単位以上	
		7	1 単位以上	1 単位以上	1 単位以上				1 単位以上	
	6	3つの科目について、それぞれ1 単位以上								
	4	2つの科目について、それぞれ1 単位以上								
教 諭	二種免許状	14	1 単位以上	1 単位以上	1 単位以上	1 単位以上	1 単位以上		5 単位以上	
		12	1 単位以上	1 単位以上	1 単位以上	1 単位以上	1 単位以上		4 単位以上	
	8又は10	1 単位以上	1 単位以上	1 単位以上				3 単位以上		
	6	3つの科目について、それぞれ1 単位以上								
		4	2つの科目について、それぞれ1 単位以上							

3 教職に関する科目

(1) 小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の教諭

受けようとする免許状の種類	修得することを必要とする最低単位数	内 容				
		教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	
小 学 校 教 諭	1 種 免 許 状	21	3 単位以上		8 単位以上	1 単位以上
		17又は19	3 単位以上		7 単位以上	1 単位以上
		13又は15	2 単位以上		6 単位以上	1 単位以上
		9又は11	2 単位以上		5 単位以上	1 単位以上
	2 種 免 許 状	7	1 単位以上		4 単位以上	
		29	6 単位以上		14 単位以上	4 単位以上
		26	5 単位以上		12 単位以上	4 単位以上
		20又は23	4 単位以上		10 単位以上	3 単位以上
		14又は17	3 単位以上		8 単位以上	2 単位以上
		11	2 単位以上		6 単位以上	1 単位以上
中 学 校 教 諭	1 種 免 許 状	8	1 単位以上		4 単位以上	1 単位以上
		5	1 単位以上		3 単位以上	
		16	3 単位以上		8 単位以上	1 単位以上
		14又は15	3 単位以上		7 単位以上	1 単位以上
		10又は12	2 単位以上		5 単位以上	1 単位以上
	2 種 免 許 状	6又は8	2 単位以上		3 単位以上	1 単位以上
		5	1 単位以上		2 単位以上	1 単位以上
		21	6 単位以上		4 単位以上	4 単位以上
		17又は19	5 単位以上		4 単位以上	4 単位以上
		13又は15	4 単位以上		3 単位以上	3 単位以上
高 等 学 校 教 諭	1 種 免 許 状	9以上11以下	3 単位以上		3 単位以上	2 単位以上
		7	3 単位以上		2 単位以上	1 単位以上
		6	2 単位以上		2 単位以上	1 単位以上
		5	2 単位以上		1 単位以上	1 単位以上
	2 種 免 許 状	12	5 単位以上		4 単位以上	2 単位以上
		10又は11	4 単位以上		3 単位以上	1 単位以上
		8又は9	3 単位以上		2 単位以上	1 単位以上
幼 稚 園 教 諭	1 種 免 許 状	5以上7以下	2 単位以上		1 単位以上	1 単位以上
		4	1 単位以上		1 単位以上	
		20	3 単位以上		6 単位以上	1 単位以上
		17又は19	3 単位以上		5 単位以上	1 単位以上
		12以上15以下	2 単位以上		5 単位以上	1 単位以上
	2 種 免 許 状	9又は11	2 単位以上		4 単位以上	1 単位以上
		7	1 単位以上		3 単位以上	
		30	6 単位以上		12 単位以上	2 単位以上
		24以上27	5 単位以上		10 単位以上	2 単位以上
		18又は21	4 単位以上		8 単位以上	2 単位以上
幼稚園教諭	2 種免許状	12又は15	3 単位以上		6 単位以上	1 単位以上
		9	2 単位以上		4 単位以上	1 単位以上
		5	1 単位以上		3 単位以上	

(2) 養護教諭

受けようとする免許状の種類	修得することを必要とする最低単位数	内 容			
		教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目
1 種免許状	6	2 単位以上		1 単位以上	1 単位以上
	5	1 単位以上		1 単位以上	1 単位以上
	4	1 単位以上		2 単位以上	
	3				
2 種免許状	8	2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上	2 単位以上
	7	1 単位以上	2 単位以上	4 単位以上	
	6	2 単位以上		3 単位以上	
	4	1 単位以上		2 単位以上	
	2又は3				

4 特殊教育に関する科目

受けようとする免許状の種類	修得することを必要とする最低単位数	内 容			
		教育の基礎理論に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	
盲学校教諭、聾学校教諭又は養護学校教諭	1 種免許状	6	1 単位以上	1 単位以上	1 単位以上
	2 種免許状	4		1 単位以上	1 単位以上
		6	1 単位以上	2 単位以上	2 単位以上

様式第1号に備考として次のように加える。

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第2号中「禁治産者又は準禁治産者」を「成年被後見人又は被保佐人」に改め、同様式に備考として次のように加える。

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第3号に備考として次のように加える。

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第6号備考中5を6とし、4の次に次のように加える。

5 本人が氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第8号に備考として次のように加える。

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第8号の3を削る。

様式第9号備考を次のように改める。

備考

1 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 書換えを必要とする免許状

(2) 戸籍抄本

2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第10号備考を次のように改める。

備考

1 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 破損した場合は、当該破損した免許状
 - (2) 紛失した場合は、紛失の理由を証明するに足る書類
- 2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第19号に備考として次のように加える。

備考 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の教育職員の免許状に関する規則第23条の規定により小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭若しくは幼稚園教諭又は養護教諭の普通免許状に係る所要資格を得た者は、この規則による改正後の教育職員の免許状に関する規則第23条の規定により当該普通免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

鳥取県立図書館管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

鳥取県教育委員会規則第12号

鳥取県立図書館管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立図書館管理規則（平成2年鳥取県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項2号中「及び休日（月曜日）」を「（その日が日曜日に当たるとき）」に改める。

別表第1号中「係長」の次に「・副主幹」を加える。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

鳥取県営武道館の管理に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

鳥取県教育委員会規則第13号

鳥取県営武道館の管理に関する規則等の一部を改正する規則

(鳥取県営武道館の管理に関する規則の一部改正)

- 第1条 鳥取県営武道館の管理に関する規則（昭和46年鳥取県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「月曜日」の次に「（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日でない日）」を加え、同項第2号中「火曜日」の次に「（その日又はその日の前日が休日に当たるときは、その翌日）」を加える。

第7条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める事由により使用料の減免を受けようとする者は、当該各号に定める行為をもって同項の申請書の提出に代えることができる。

- (1) 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則（昭和52年鳥取県規則第15号。以下「減免規則」という。）第2条の表鳥取県営鳥取武道館、鳥取県営米子武道館及び鳥取県営倉吉武道館の項減免事由の欄第2号に定める事由 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳その他心身に障害を有することを証する書面の提示
- (2) 減免規則第2条の表鳥取県営鳥取武道館、鳥取県営米子武道館及び鳥取県営倉吉武道館の項減免事由の欄第3号に定める事由 口頭による申出
- (3) 減免規則第2条の表鳥取県営鳥取武道館、鳥取県営米子武道館及び鳥取県営倉吉武道館の項減免事由の欄第4号に定める事由 運転免許証、介護保険被保険者証その他年齢を証する書面の提示
- (4) 減免規則第2条の表鳥取県営鳥取武道館、鳥取県営米子武道館及び鳥取県営倉吉武道館の項減免事由の欄第5号に定める事由 介護保険被保険者証の提示

様式第3号その1備考3中「並びに70歳以上の者」を「、70歳以上の者並びに要介護認定又は要支援認定を受けた者及びその介護者」に改める。

様式第3号その2備考3中「その介護者」の次に「、70歳以上の者並びに要介護認定又は要支援認定を受けた者及びその介護者」を加える。

(鳥取県営屋内プールの管理に関する規則の一部改正)

第2条 鳥取県営屋内プールの管理に関する規則（昭和55年鳥取県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和39年3月」を「昭和39年」に、「鳥取県営屋内プール」を「鳥取県営鳥取屋内プール及び鳥取県営米子屋内プール」に改める。

第3条第1項第1号中「水曜日」の次に「(その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その直後の休日でない日)」を加え、同項第2号中「火曜日」の次に「(その日が休日に当たるときは、その直後の木曜日)」を加える。

第4条第2項中「の水泳コース」を削る。

第5条を次のように改める。

(利用券等の交付)

第5条 教育委員会は、屋内プールの利用を許可したときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を交付するものとする。

- (1) 屋内プールを一般利用の方法で利用する者 様式第3号による利用券
- (2) 屋内プールを専用利用の方法で利用する者又は研修室を利用する者 様式第4号による通知書
- (3) 屋内プールの水泳教室に参加する者 様式第5号による参加証

第10条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由により使用料の減免を受けようとする者は、当該各号に定める行為をもって同項の申請書の提出に代えることができる。

- (1) 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則（昭和52年鳥取県規則第15号。以下「減免規則」という。）第2条の表鳥取県営鳥取屋内プール及び鳥取県営米子屋内プールの項減免事由の欄第2号に定める事由 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳その他心身に障害を有することを証する書面の提示
- (2) 減免規則第2条の表鳥取県営鳥取屋内プール及び鳥取県営米子屋内プールの項減免事由の欄第3号に定める事由 口頭による申出
- (3) 減免規則第2条の表鳥取県営鳥取屋内プール及び鳥取県営米子屋内プールの項減免事由の欄第4号に定める事由 運転免許証、介護保険被保険者証その他年齢を証する書面の提示

(4) 減免規則第2条の表鳥取県営鳥取屋内プール及び鳥取県営米子屋内プールの項減免事由の欄第5号に定める事由 介護保険被保険者証の提示

様式第1号中「鳥取県営屋内プール水泳コース」を「鳥取県営屋内プール」に、「鳥取県営屋内プールを」

を「鳥取県営(鳥取・米子)屋内プールを」に改め、「□□□-□□」を削り、

専用する水泳コースの数又は研修室	
------------------	--

--

を	利 用 施 設	水泳コース・トレーニングホール・研修室 () (全部専用・1/2専用)	に
---	---------	-----------------------------------------	---

改める。

様式第2号中「鳥取県営屋内プールの」を「鳥取県営(鳥取・米子)屋内プールの」に改め、「□□□-□□」を削る。

様式第3号その1中「鳥取県営屋内プール」を「鳥取県営(鳥取・米子)屋内プール」に、「並びに70歳以上の者」を「、70歳以上の者並びに要介護認定又は要支援認定を受けた者及びその介護者」に改める。

様式第3号その2中「鳥取県営屋内プール」を「鳥取県営(鳥取・米子)屋内プール」に改め、「介護者」の次に「、休日等に利用する幼児、児童又は生徒、70歳以上の者並びに要介護認定又は要支援認定を受けた者及びその介護者」を加える。

様式第4号中「鳥取県営屋内プール水泳コース」を「鳥取県営(鳥取・米子)屋内プール」に、

専用 コース 研修室

する水泳コースの数又は研	
--------------	--

を	利 用 施 設	水泳コース・トレーニ () (全部専用
---	---------	-------------------------

ングホール・研修室 ・1/2専用)

に改める。

様式第5号その1及びその2中「鳥取県営屋内プール」を「鳥取県営(鳥取・米子)屋内プール」に改め、備考3を削る。

様式第6号中「鳥取県営屋内プールの」を「鳥取県営(鳥取・米子)屋内プールの」に、

専用する コースの数 研修室

水泳コ 又は研	
------------	--

を	利 用 施 設	水泳コース・トレーニングホー () (全部専用・1/2専
---	---------	----------------------------------

ル・研修室
用) に改める。

(鳥取県立倉吉体育文化会館の管理に関する規則の一部改正)

第3条 鳥取県立倉吉体育文化会館の管理に関する規則(昭和56年鳥取県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「水曜日」の次に「(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その直後の休日でない日)」を加え、同項第2号中「火曜日」の次に「(その日が休日に当たるときは、その直後の木曜日)」を加える。

第10条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由により使用料の減免を受けようとする者は、当該各号に定める行為をもって同項の申請書の提出に代えることができる。

(1) 県立学校の授業料等及び県営社会体育施設等の使用料の減免に関する規則(昭和52年鳥取県規則第15号。以下「減免規則」という。)第2条の表鳥取県立倉吉体育文化会館の項減免事由の欄第3号に定める事由 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳その他心身に障害を有することを証する書面の提示

(2) 減免規則第2条の表鳥取県立倉吉体育文化会館の項減免事由の欄第4号に定める事由 口頭による申出

(3) 減免規則第2条の表鳥取県立倉吉体育文化会館の項減免事由の欄第5号に定める事由 運転免許証、介護保険被保険者証その他年齢を証する書面の提示

(4) 減免規則第2条の表鳥取県立倉吉体育文化会館の項減免事由の欄第6号に定める事由 介護保険被保険者証の提示

様式第4号備考2中「並びに70歳以上の者」を「、70歳以上の者並びに要介護認定又は要支援認定を受けた者及びその介護者」に改める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

学校教育法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

平成12年3月31日

鳥取県教育委員会委員長 岡 田 端

鳥取県教育委員会規則第14号

学校教育法施行細則を廃止する規則

学校教育法施行細則(昭和23年鳥取県教育委員会規則第13号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。